

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果
(保育所等)

1 評価機関

名 称	有限会社第一福祉マネジメント
所 在 地	千葉県柏市若柴178-4-148-1ウエスト3F チコルフロア内
評価実施期間	令和 6年 9月 3日～令和 7年 1月 14日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	緑が丘こひつじ保育園 ミドリガオカコヒツジホイクエン		
所 在 地	〒276-0040 千葉県八千代市緑が丘西1-10-5		
交通手段	最寄駅 東葉高速鉄道 八千代緑が丘駅		
電 話	047-409-3939	F A X	047-409-3955
ホームページ	https://www.ainosono.or.jp/kohitsuji/		
経 営 法 人	社会福祉法人愛の園福祉会		
開設年月日	2020年4月1日		
併設しているサービス			

(2) サービス内容

対象地域	千葉県八千代市							
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
	10	20	20	20	20	20	110	
敷地面積	1,836.44㎡			保育面積		840.89㎡		
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育	
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援	
健康管理	内科検診(年2回)、歯科検診(年2回)、尿検査(年1回)							
食事	全園児完全給食と副食のおやつ有。アレルギー食対応有。							
利用時間	午前7時から午後7時							
休 日	日曜・祭日及び年末年始(12月29日～1月3日)							
地域との交流	園庭開放、長寿会との交流会、近隣小学校との交流会、地域交流 等							
保護者会活動	役員会(年間9回程度)、交流会(年1回)							

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	17	16	33	2024年10月1日現在
専門職員数	保育士(幼稚園教諭含む)	看護師	栄養士	
	24	1	1	
	保健師	調理師	その他専門職員	
		1	2	
	園長	主任	子育て支援員及び補助	
	1	1	2	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	保育園または八千代市役所のどちらかに利用申込書類を持参される。詳細については園にお問い合わせ下さい。八千代市広報にも掲載されています。		
申請窓口開設時間	9時から17時（八千代市及び保育園）		
申請時注意事項	入園申し込みは入園希望月の前月10日（市役所持ち込み）になっています。尚、4月入園については11月中になります。（八千代市広報記載）		
サービス決定までの時間	入所決定者には保育実施希望月の前月中旬以降に八千代市より通知があります。		
入所相談	八千代市役所までお問い合わせください。		
利用料金	保育料については八千代市の定めによります。		
給食費	幼児組週5日利用：7,100円/月		
	幼児組週6日利用：8,100円/月		
苦情対応	窓口設置	有	
	第三者委員の設置	有	

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>キリスト教精神に立脚し、「もっとも小さなものの一人に仕える」ということを法人の基本理念に据え、一人ひとりの子どもは皆違う可能性と賜物を神さまから授けられていることを子ども達との関わりの基本姿勢としています。 そして「すべての子どもの未知なる開花をめざす」という保育理念を掲げ日々の保育を行なっております。日々の保育は4つの基本方針のもとに園児一人ひとりの主体性（自立性、自立心、自律心）を重んじ、社会性の芽生え（協調性、連帯性、責任意識）を育て、個性が伸びる創造性（興味、集中力、探求心）のある子どもを育成することを目標としています。</p>
<p>特 徴</p>	<p>保育所保育指針に基づいて、子どもの最善の利益を目指した保育の考えのもと、保育内容の充実、保育の質向上を求めながら、各年齢ごとの保育カリキュラムを作成し、実践しています。地域に根差した園として、子育て支援や地域交流、花や野菜の栽培などを活発に行うことを通して子ども達の五感を刺激しつつ、子ども達の未知なる可能性を開花させるための保育を展開しています。</p>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>①キリスト教精神に基づいた人間形成の基礎を育むために、日々の礼拝をはじめ、保育の中で思いやりや感謝の心を育て、感性豊かな子どもを育てるための保育を展開しています。</p> <p>②アレルギー食に対応した献立の作成と自園調理を行なっています。また、栄養士と保育士が連携をとり、さまざまな食育活動を通して、子どもたちを「食」から支え、「生きる力」を育て共に成長の喜びを感じられるようにしています。</p> <p>③園庭開放・地域交流を行い、地域の子育て世代の状況を把握しながら、子育ての悩み相談を受け付け、子育て支援を通して地域貢献が出来るようにしています。</p> <p>④看護師と保育士が連携し、園児の体調確認、健康教育に取り組んでいます。また毎月一回、看護師による保健だよりを発行し、子どもたちの健康・安全について情報発信を行なっております。保護者からの相談もお受けしています。</p> <p>⑤2025年度、保育園と同じ敷地内にこども発達支援センターエール緑が丘・放課後当デイサービスオリーブ緑が丘を開設し、保育と療育の連携を大切に、保育理念である「すべてのこどもの未知なる可能性の開花」を目指しています。</p>

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
理念・方針を実現するための保育計画が作成されている
法人理念であるキリスト教精神を基盤とし、年齢に応じた子どもの成長像を健康、人間関係、環境、言語、表現の各領域から具体的に示し、それを達成するための目標と内容が明確に記載された年間カリキュラムが作成されている。また、保護者への支援にも触れ、保護者の不安を軽減し、信頼関係を構築することで、園と保護者が協力して子どもを育てる姿勢が反映されている。この全体的な計画は常に各クラスに保管され、職員は必要に応じて確認しながら保育を進めている。さらに、毎年度の計画見直しを行い、園が目指す保育のあり方を共有する機会となっており、子どもの成長に応じた質の高い保育の提供が実現されている。
理念を実現しようとする意識がさらなる発展につながろうとしている
キリスト教精神に立脚し、「もっとも小さなものの一人に仕える」ということを法人の基本理念に据え、一人ひとりの子どもは皆違う可能性と賜物を神様から授けられていることを子ども達との関わりの基本姿勢としている。その中で課題と感じているのが、配慮を必要とする子ども達である。発達障がいには、「より多くの配慮が必要」という感覚で受け止められることが一般的であり、保護者が子どもの障がいを受け入れる過程においても、多くの困難が伴うことが多い。しかし、多様な人々が尊重されながら共生していくための社会には、配慮が必要な子どもたちに対しても共通の理解を持ち、適切に対応できるよう、受け入れ側が包括的に支援する実践力を獲得しなければならず、その実現に向けて一歩ずつ取り組んでいる。
子どもの未来を考え準備を進めている
理事長の考えとして、「これからの社会福祉法人として、保育だけでなく『児童発達支援』も視野に入れていかなければならないと考えている」ことが述べられた。「保育」から「療育」へと支援の範囲を広げるために、2025年度から保育園と同じ敷地内に愛の園児童発達支援センター（こども発達支援センターエール緑が丘・放課後等デイサービスオリーブ緑が丘）を開設し、保育と療育の連携を新たな課題として位置付けた。「すべてのこどもの未知なる可能性の開花をめざす」保育理念のもと、「配慮を必要とする子ども」に対しても、適切な支援を提供できる保育者と療育者が早期に関わることで、子どもたちがより幸福に成長できることを目指している。
地域のニーズに対応することに取り組んでいる
2020年に保育園を開設し、当初60人だった定員を地域の発展に伴い110人に増やした。2025年には愛の園児童発達支援センターを開設予定であるが、健常な子どもと、支援を必要とする子どもを、分け隔てなく理解し、地域全体に向けて多様な子どもたちを支えることを目指している。また、保護者会が発足して一年が経とうとする中、保護者と園が子どもを中心に情報を共有し、地域で安心して子育てができる環境づくりに力を入れている。このように園の拡充と支援体制の強化を通して、地域の子育て支援に取り組んでいる。
食育を教育及び保育の計画に位置付け、食に対する総合的な取り組みをしている
栄養士が中心となって食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付ける年間食育計画表を作成している。食育活動では、食材に触れる体験や調理の音あてクイズ等、五感を使った活動を取り入れ、旬の食材や行事食を通して食文化への理解を深めている。また、近所の農家の協力を得て、畑で野菜の収穫体験を行ったりすることは、自然の恵みを下さる神様への感謝を持てる取り組みとなっている。給食室と並んだランチルームでとる給食では、「今日カレーでしょう？」「美味しい匂いがするよ」「どうぞ」「ありがとう」子ども達の嬉しい会話が聞こえている。食物アレルギー児への食事提供にも細心の注意を払っており、トレーの色分け、献立の指差し確認など複数の対策を講じて、子どもに対して安全な食事の提供に努めている。

さらに取り組みが望まれるところ
<p>質の高い保育を安定的に提供していくための人員構成</p> <p>質の高い保育を安定して提供するためには、職員が将来に対する見通しを持ち、ライフワークバランスの整った働きやすい環境を整えることが不可欠と考えている。そこで法人内に「働きやすさ検討委員会」、「研修委員会」、「デジタル委員会」、「保健衛生安全対策委員会」、「おいしい給食委員会」、「事務業務検討委員会」などを設置し、職員の意見や感じていることを積極的に吸い上げ、解決策を模索する体制を構築している。しかし、関東圏では東京都内の施設との競合などの社会的要因も影響して、人材確保が難しい状況が続いている。子育て中の職員が多いことから非常勤職員が一定数いるが、正規職員の割合を増加させていくことで、より一貫性のある安定した保育の提供につながると考えられる。このため、今後も継続的な取り組みが求められている。</p> <p>新しい職員の育成に取り組むことを課題としている</p> <p>2020年に保育園を開設し、そのため新しい職員の確保に取り組んでいる。しかし、年度によっては、入職した職員がうまく定着できず退職してしまうことがあり、その反省から、新しい職員が園に慣れていけるように職員との対話を多くすることを意識し、法人として『不安解消ガイド』を発行している。また、職員会議の際に短時間でも保育の振り返りや気になることを話し合うことで、日常の不安や疑問について解決が出来るように取り組んでいる。2024年度は60人だった定員を、地域の発展に伴い110人に増やしたことで、更に新しい職員が増えている状況であるので、キリスト教精神に立脚し、「もっとも小さなもの一人に仕える」という法人の基本理念に対する理解に関して、法人が蓄積しているノウハウが生かされることに期待する。</p>

(評価を受けて、受審事業者の取り組み)

<p>今回のアンケートを受け、法人独自に職場環境改善アンケートを実施し、課題をより深く把握して次年度の事業計画に盛り込むと同時に継続的にこのアンケートを実施することで、毎年の改善状況を把握していく計画です。法人理念・保育の基本理念の理解を一層深めるとともに、保育力の向上に向けた職員研修にも取り組んでいきます。</p> <p>そのために、改めて事業計画の立案段階や保育計画の立案段階から職員の意見を取り入れ、各種マニュアルを見直し、保育の振り返りを行うことで、職員の力を向上する努力をして参ります。</p>

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目	
				■実施数	□未実施数
I 福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0
		理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0
	2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	6	0
		計画の適正な策定	5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0
	3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	5	0
	4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3	0
			8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行き、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0
		職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0
		職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0
II 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設的全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0
		利用者満足度の向上	13 利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0
		利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0
	2 教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	3	0
		提供する保育の標準化	16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0
	3 教育及び保育の開始・継続	教育及び保育の適切な開始	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0
			18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者 に説明し、同意を得ている。	4	0
	4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4	0
			20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0
			21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6	0
			22 身近な自然や地域社会と関わられるような取り組みがなされている。	4	0
			23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6	0
			24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6	0
25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。			4	0	
26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。			3	0	
27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。			4	0	
子どもの健康支援	28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0		
	29 食育の推進に努めている。	5	0		
5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0	
	事故対策	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0	
	災害対策	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0	
6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0	
計				136	0

保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 ■整備や実行が記録等で確認できる。□確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 ■理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <p>キリスト教精神に立脚し、「もっとも小さなものの一人に仕える」を法人の基本理念に据え、一人ひとりの子どもは皆違う可能性と賜物を神さまから授けられていることを、子ども達との関わりの基本姿勢としている。そして「すべての子どもの未知なる開花をめざす」という保育理念を掲げ日々の保育を行なっている。日々の保育は4つの基本方針のもとに園児一人ひとりの主体性(自立性、自立心、自律心)を重んじ、社会性の芽生え(協調性、連帯性、責任意識)を育て、個性が伸びる創造性(興味、集中力、探求心)のある子どもを育成することを目標としている。入園のしおりや園のパンフレット、ホームページに、理念・方針及び福祉サービスの内容を記載しており、子ども達のため、保護者と協力し良い環境を整え、心身ともに健やかに育つように、聖書の教えに立脚して、子どもの権利を確保し、命と尊厳を守ることを理念として明示している。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>4月に行う新年度研修では、全職員が理事長から直接、法人の理念や基本方針について話を聞くことで職員への周知が図られている。また、職員がいつでも理念に立ち返ることができるよう、玄関、ホール、事務所、保育室内に理念・使命・職員行動指針の方針の掲示をしている。ポケット版の「職員不安解消ガイド」も配付されている。また、園行事等の際にも、再度理事長から職員に理念やキリスト教保育の観点から法人が目指す保育方針が伝えられ、職員への周知徹底が図られている。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。 ■理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>入園のしおりやホームページに理念・使命・行動方針を掲載し、園内にも掲示をしている。入園説明会では初めに理念・運営方針について説明をし、利用者への周知及び理解と協力を図るようにしている。入園後も保護者に対して、園だよりやクラスだより等の配布物で日常の活動や生活の様子を伝えるようにしている。行事の際にも理念・運営方針との関連性を説明している。保護者会でも理念・運営方針を伝えるようにしている。2025年度、同じ敷地内にこども発達支援センター・放課後等デイサービスが設置されるので、保護者へのインクルーシブな価値観の啓発に努めていく意向である。</p>	
4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。 ■事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■理念・基本方針により重要課題が明確にされている。 ■事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■現状の反省から重要課題が明確にされている。 ■運営の透明性の確保に取り組んでいる。
<p>(評価コメント)</p> <p>事業計画については、毎年度理事長から示される法人の中長期の事業計画をもとに、毎月開催される法人全体の管理運営会議の中で協議しており、社会動向を踏まえた法人・各園の課題を明確にして、各園の事業計画を作成している。年度初めの新年度研修にて、事業計画の説明がなされて全職員への周知を図っている。同じ敷地内にこども発達支援センター・放課後等デイサービスが設置されるので、職員、保護者へのインクルーシブな価値観の啓発に努めていく意向である。</p>	
5 事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。 ■方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。 ■年度終了時(はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>事業計画については、毎年度理事長から示される法人の中長期の事業計画をもとに、毎月開催される法人全体の管理運営会議の中で協議しており、社会動向を踏まえた法人・各園の課題を明確にして、各園の事業計画を作成している。作成された事業計画については、年度初めの研修にて説明が行われている。また、毎月の法人管理運営会議の中で、各園進捗報告及び現在進行形の課題を持寄り協議がなされ、重要課題を優先して対応に取り組んでいる。また、各計画については園長が職員と話しあって策定し、状況や意見を理事長へ報告している。また、進捗状況については園長から職員に伝えている。</p>	

6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>理念・方針の実践面については、定例の職員会議の他、日々の保育の課題や振り返りを園長、主任保育士が職員と話し合い、保育の質の向上につながるようにしている。また、仕事に対してやりがいと安心感を持って働けるように、法人内の同じ業種の職員が連携をとり情報交換等が行えるように、また職員が考えていることや感じていることを吸い上げ、解決できる仕組みとして、法人内に働きやすさ検討委員会、研修委員会、デジタル委員会、保健衛生安全対策委員会、おいしい給食委員会、事務業務検討委員会などを設けている。さらに、職員の経験や課題に応じて内部・外部の研修に参加し技術・知識の向上を目指しており、研修内容については法人で作成している研修レポートを通して全職員へ共有できるようにしている。</p> <p>法人で作成しているキャリアアップ資料を職員がいつでも閲覧できるように各クラスに配布及び事務所に用意し、職員の成長をサポートしている。</p> <p>職場の人間関係については適宜職員面談を行い問題把握・解決ができるようにしている。職場内に賞賛文化を定着させ、職員相互の関係が良くなるように働きやすさ検討委員会を中心に「グッドジョブカード」の取り組みを行っている。</p>		
7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。 ■ 全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>遵守すべき法令や倫理については、入職時に就業規則や服務規程の読み合わせを通して説明している。また、職員会議や朝・終礼において、事例に基づいた説明をすることによって服務意識の向上を図っている。プライバシー保護に関しては、個人情報保護規程があり、機会があるごとに説明をして周知に努めている。また、就業規則及び服務規程の中にもプライバシー保護の考え方について明記してある。</p>		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。 ■ 職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。 ■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員の役割と権限については職員職務分担表を作成し、明確にしている。人材育成方針としては、自身の未来像を描くことにつながるようにキャリアプランの策定がなされている。このことにより、入職した職員は各自の経験によりステップ I～IVの段階に分けた各年齢別保育実践ファイルを用いて、現場で使用できるようにしている。職員の評価については、年2回の業績分配給時期に合わせて人事考課を行っており、業績分配給と定期昇給に反映している。尚、人事考課にあたっては、法人作成の評価表に基づいて職員各自が自己評価を行い、第一次考課を主任保育士、第二次考課を園長、第三次考課を理事長が実施している。考課結果については園長から職員各自に伝えると共に今後の課題を伝え、次期目標として取り組めるようにしている。</p>		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 ■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員有給休暇取得については、毎月休暇表を用いて消化率の確認をしている。また、休暇希望表を作成し、職員が有休を取得しやすい環境を整えている。シフトの作成にあたっては、職員一人ひとりの家庭状況を勘案して有給休暇を利用したり、勤務時間を考慮している。また、慶弔見舞金規程では、職員のお子さんの入学祝金の支給も盛り込まれ、勤務者の家族も含めた配慮をしている。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育者自身がどのようなスキルや専門性を身に付けていくことが望ましいのかを把握することは、目的意識やモチベーションの維持・向上、そして自身の未来像を描くことにつながると考え、法人独自のキャリアプランが策定されている。経験年数に応じた保育実践ファイルの活用のほかに、OJTとして園長、主任保育士、クラスリーダー等が日々の業務を通して、必要な知識、技術、態度などを指導している。また、職員各自の自己評価をもとに園長との面談で個別目標を明確にしている。</p>		

11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。 ■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>事務所に児童憲章が掲示され、いつでも職員の目に留まるように配慮している。日常の保育の中では、園長・主任保育士が園内を巡視する中で、職員の言動や子どもへの声のかけ方、関わり方等を確認して指導を行うようにしている。また、保育室、ホール玄関ポーチ等に見守りカメラを設置することで日常の保育の振り返りを行えるようになっている。職員による放任、虐待、無視などが行われることの無いように見守り、保育者の都合で進める保育をしていないか定期的にチェックリストによって確認する仕組みとなっている。</p> <p>虐待については担任と看護師が登園時の視診問診を行い、特に午睡時の衣服着脱の際には目を配り、小さな変化や違和感があつた際は園長、主任保育士への報告がなされ、必要に応じて記録をとり、八千代市こども相談センター、保健センター、保育課、児童相談所などの関係機関と連携し、必要に応じて関係者の面談を持つこともある。</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■ 個人情報の利用目的を明示している。 ■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント)</p> <p>個人情報保護についてはホームページ及び園内各所に掲示し、保護者、職員共に周知を図っている。また、個人情報保護規程に基づいて、収集・保管・管理について厳格に対応している。守秘義務や個人情報の取り扱いの重要性については、文書にて職員への周知徹底を図り、同様にボランティア、実習生についても、オリエンテーション時に説明を行っている。事業所で扱っている個人情報については、「個人情報保護法」の趣旨を踏まえ、利用目的の明示及び開示請求への対応を含む規程・体制を整備している。保護者からも個人情報に関する同意書の提出を求め、同意書の提出のあつた者のみ最小限の情報利用をしている。</p>		
13	利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者満足度を把握し改善する仕組みがある。 ■ 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■ 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■ 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)</p> <p>利用者満足度を把握し改善するために、玄関先ご意見箱を設置し、保育園に対して日常の疑問や質問など、意見を吸い上げ、意見等は園だよりで利用者全員に共有し、解決できるよう努めている。また、利用者の意見や要望については、保護者会の開催時には必ず確認を行っている。</p> <p>送迎時など、日常的なコミュニケーションをとり、気軽に相談できる環境作りをしている。また、幼児組については年間2回、個人面談日を設けて、個々の成長、発達面での確認をしており、相談対応日として保護者から話を聞いて記録も残している。相談内容は園長に報告され、対応及び共有をしている。必要な時はいつでも自由に相談を受けられることを呼びかけ、必要に応じて面談をするなど個別対応をしている。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■ 相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■ 相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■ 保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <p>苦情解決制度については重要事項説明書に明記しており、園内にて苦情受付担当者と苦情解決責任者を定め、園内に掲示している。保護者や近隣からの苦情がある時は、早急に対応するべく、苦情受付担当者が受付苦情解決責任者と共に話し合い、随時記録した上で公平中立な立場にある第三者委員へと報告するようにしている。そして苦情解決に関する規程のもと、任命された者、(園長・主任保育士・地域の民生委員・法人監事)が誠意を持って改善を図れる体制を整えている。また年度初めに理事長宛親展封筒を配布し、直接理事長に意見、苦情を申し出る仕組みを作っている。</p>		
15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■ 教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■ 自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育の質を高める取り組みとして、月間保育計画(行事等を含む)に対して、毎月「保育振り返りシート」を元に評価を行うと共に反省点を明確にし、改善に努めている。また、組織の透明性を示すことを目的として福祉サービス第三者評価を受審することとしており、保護者や地域に対する社会的責任としてインターネットやホームページで公表することで、現在の保育の質をありのままの姿で保護者や地域に発信している。また、法人内の研修検討委員会が作成した保育のチェックリストを用いて保育の振り返りを行っている。</p>		

16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育実践に関しては、創設者の作成した研修テキストがあり、全クラスに配布されると共に活用されている。マニュアル等は、園長・主任等で見直しをしたり新たに作成したりして、乳児・幼児の日常の保育の中で使用されている。また、経験年数に応じ初任者、中堅者、上級者からなる法人独自のキャリアアップ資料を用意して、資料を閲覧できるよう事務所に置いている。安全対策や食物アレルギー対応・感染症予防などの各種業務マニュアルは定期的に見直しを行い、各クラスに配布しいつでも職員が閲覧できるようにしているほか、利用者の安全が確保されるように、必要に応じて研修を行っている。</p>		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育所等の利用について、地域交流のお知らせやホームページを通じて情報を提供している。問い合わせや見学を希望する保護者には、施設見学会を案内しており、7～11月にかけて実施する。一回の見学会には5組から20組程度の参加があり、園長と主任保育士が直接説明を行う。また、入所前に一時預かり保育の利用や、毎月2回の園庭開放を通じて、保護者が保育園の雰囲気を感じることができる。保育園における育児支援に関する情報も積極的に紹介している。</p>		
18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かりやすいように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)</p> <p>教育及び保育を開始するにあたり、保護者には入園のしおり(重要事項説明書)を用いて理念に基づく保育方針や保育内容、ルール等の説明をして同意を得ている。入園説明会では、園長・主任保育士が概要から具体的な説明まで分担して行っている。健康に不安のある子どもや食物アレルギーのある方は看護師との面談も設け相談を受けられるようにしている。保育の意向の確認は、家庭状況調査票を手渡し、基本情報や既往歴、健康状況及び園への希望等を記入してもらい、情報収集と同時に記録化している。</p>		
19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。 ■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>健康支援、環境・衛生管理、安全対策、保護者支援(保護者懇談会)、子育て支援(園庭開放)、近隣の子育て世帯向けの地域交流を含めた全体的な計画を作成し、キリスト教保育に基づいた法人の理念と保育方針を基軸として年齢の発達に即した年間計画を作成している。年度末には、一年間の保育を振り返りながら、園長や主任保育士を中心に職員全体で計画の見直しを行って、翌年度にはその反省を活かした計画を作成することで、子ども達が安心して過ごせる環境が保たれている。</p>		
20	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント)</p> <p>全体的な計画に基づいた長期的・短期的指導計画が作成され、日々の保育が計画的に進められている。保育の質を高めるため、概ね毎月2回の定例会議を開催し、会議に出られなかった職員にはアプリを使い一斉配信で情報共有を徹底している。特に3歳未満児については、年齢ごとの発達と成長の連続性を考慮した個別計画が作成され、個別に配慮が必要な子ども達についてはクラス担当及び主任保育士が中心となり、振り返りを実施している。さらに、個別指導計画書を作成し、必要な改善を行うことで、全員が安心して保育を受けられるよう努めている。</p>		

21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。 ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊ぶように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊ぶ時間が確保されている。 ■教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>子どもの年齢や発達段階に即した玩具・遊具・教具を活用して、主体的に活動できる環境が整備されている。遊びには集団遊びと自由遊びの時間が設けられていて、子どもが自発的に遊ぶように工夫されている。劇遊び等では子どもの創意工夫を大切に、子どもの意見を取り入れながら保育を行っている。衛生面・安全面では、砂場を保育時間以外はシートで覆い、適宜職員による砂のほりおこしや消毒を行っており、砂が減ってきた際には砂の追加をしている。また、安全に遊ぶよう定期的に園庭の草刈りを行い、日差しが強い時期には日除けタープやドライミストを設置して、子どもたちが安心して遊ぶ環境を整えている。また、乳児組室内玩具は毎日消毒をして衛生に努めている。今年度から、乳児と幼児の園庭を分け乳幼児の活動量や安全面に配慮している。幼児の園庭は、2025年度に同敷地内に開設される「こども発達支援センター」と共有になり、「みんなの共有地GreenCommon」として設計が進められている。</p>		
22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育園の北側にある自然や整備された公園に、年間を通して園外散歩を行い、四季折々の草木や花を観察している。また、近所の農家の協力を得て、畑で野菜の収穫体験を行ったり、更には、正課で近隣の体操教室へお花を届けるなど、地域の交流を大切にしている。幼児は年に一度、八千代市の長寿会の方々と、伝承遊びなどを通してお年寄りとも関りを持っている。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>遊びや生活、子ども達の人間関係を育むために、様々な工夫を行っている。例えば、給食やおやつの時間には「お当番カード」を使い、子どもが役割分担を学びながら協力し合っている。また、夏まつりでは年長児が主として屋台屋さんごっこを準備し、乳児と一緒に遊ぶ機会を作っている。園外散歩やごっこ遊びでは、年上の子が年下の子を世話し、自然に助け合える関係が生まれている。各クラスにはキリスト教保育冊子が毎月配布され、職員は子どもを見守り、寄り添う保育の在り方や一人ひとりの思いを受容することを大事にしている。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>配慮を必要とする子どもへの保育では、担任職員と加配職員だけではなく園全体で子どもの様子が共有できるよう、個別の記録を作成し、引き継ぎ等を行っている。担当する職員は外部研修を受講し知識と技術の向上に努めており、八千代市の発達支援専門職員より保育に関する指導を毎年受けている。また、同法人内のこども発達支援事業所「エールマリヤ」「エール幕張海浜」の職員とも毎月一回オンライン会議による連携を図り、助言を受けている。保護者には個別に面談の機会を設け、配慮に必要な機関の紹介を行うなど、職員と保護者が一体となって見守る体制に取り組んでいる。</p>		
25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 ■年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
<p>(評価コメント)</p> <p>一日を通して正規職員がシフト勤務により早朝保育や延長保育など園時間の異なる子どもを見守る体制が出来ている。また、早朝保育や延長保育の子ども様子の引継ぎや保護者へ申し送る内容は、書面に記録されている。なお、職員は日々の保育研修や日常の振り返りを反映した保育を心掛け、安全な環境のもと子どもが安心できる保育を行うように努めている。例えば、その日の子ども様子から必要に応じて保育室の遊び環境を変えたり、遊びを安全に行うために教材や教具の見直しを行うなどの工夫に取り組んでいる。</p>		

26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント)</p> <p>保護者には、毎月開催される我が子の誕生日会に招待し、日常の様子を直接見てもらう機会としている。また、夏季と冬季の年2回に幼児組は個人面談を行い、希望者には随時参観や面談の機会を設け、いつでも開けた保育園運営に取り組んでいる。乳児の連絡帳は手書きで心のこもったコミュニケーションを大切にしている。年長児は近隣小学校との交流を持ち、作品展や学校内ツアーなどを体験している。就学に向けた期待感を高められるよう、関係機関と連携を図っている。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等について把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者に対して必要な情報を提供している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント)</p> <p>年間保健計画を作成・実践している。例えば、毎日の午睡中の突然死防止チェック記録をつけ、午睡前後の着替え時には皮膚の状態を確認し、小さな異変も見逃さないよう看護師と密に連携している。嘱託医と嘱託歯科医による年2回の検診を実施し、これらの記録は保護者へ「健康の記録」として配布している。加えて、日々の保育の中で不適切な養育の兆候や虐待の疑いが見られた時は、速やかに園長に報告する体制を整えている。そして、経過観察も欠かさず行い、必要があれば保健センター等の専門機関と連携し、子どもの健康増進に努めている。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>子ども達の健康と安全を守るために感染症等への対応として、例えば、子どもの体調不良が分かれば、園長と主任保育士に報告後、担任と看護師が対応し、必要に応じて保護者へ連絡、嘱託医に相談する流れが出来ている。感染症や嘔吐・下痢の処理、AED使い方の園内研修を定期的に行い、感染情報は職員間で共有すると共に、保護者には玄関に掲示する他、状況に応じて一斉メール配信をするなど迅速な情報伝達を図っている。感染症の知識等は園と保護者で共通理解を持つように努め、医薬品の管理も定期的に点検している。また、看護師による健康教育も行い、子ども達の健康意識向上にも取り組んでいる。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント)</p> <p>栄養士が中心となって食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付ける年間食育計画表を作成している。園内でも毎月1回給食会議を持ち、年間食育計画を基軸として、子どもの喫食状況から食育内容を検討している。食育活動では、食材に触れる体験や食材を切る・割る・焼く・煮る等の調理の音あてクイズ等、五感を使った活動を取り入れ、旬の食材や行事食を通して食文化への理解を深めている。食物アレルギー児への食事提供は、栄養士、保育士、看護師が連携し、アレルギー指示書を基に保護者と面談を行い、情報を共有している。誤食防止のため、トレーの色分け、皿への印、チェックリスト、献立の指差し確認など複数の対策を講じて、子どもに対して安全な食事の提供にも努めている。</p>		

30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園舎の温度・湿度・換気・採光・音等の環境を適切に管理し、過ごしやすい空間維持に努めている。園長・主任保育士・看護師が各クラスを定期巡視し、環境状況を確認している。清掃チェックリストを作成し、清掃状況を可視化することで衛生環境を維持し、遊具や玩具は職員が定期的に安全確認と消毒を実施している。手洗い用せっけんはポンプ式薬用泡せっけんを採用し、せっけんの入替時もボトルを消毒し清潔を保持している。害虫駆除は定期的に薬品を使用するが、子ども達に害がないよう取扱いに細心の注意を払っている。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント)</p> <p>各クラスには事故防止マニュアルを配置し、職員がいつでも確認できる環境を整備している。そして、事故が起きそうになった場合はヒヤリハットを作成し、実際に事故が起きてしまった場合は事故報告書を作成している。また、ヒヤリハットや事故報告書の内容は、理事長と各園の園長が毎朝15分間のオンライン会議で共有し、迅速な情報共有と対策の検討を行っている。原因の分析には、園内全クラスに設置されている見守りカメラの映像と音声等で検証を行い、客観的な視点から原因の究明と再発防止に努めている。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>年間計画に基づき、火災・震災・水害を想定した避難訓練を定期的に行っている。また、災害時マニュアルでは職員の役割分担を明記し、全職員に周知している。さらに、八千代市の消防署員立会による指導が年2回あり、消火器の使い方や通報の仕方などを教授してもらい、緊急時に子ども達を守るための対応技術を身に付けるよう努めている。子どもの入園時には各家庭に「防災カード」を配布し、緊急時の伝言ダイヤルの操作方法や連絡先を記載している。災害でライフラインが途絶えても対応できるよう、在園児3日分の非常食・飲料を確保している。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>地域の子育て家庭を支援するため、園庭を毎月2回解放し、地域の未就園の子ども達が自由に遊ぶ場を提供している。また、保健センターと定期的に情報交換を行い、地域の子育てニーズの把握に努めながら、子育てに関する相談を随時受け付け応じている。更には、家庭でも簡単にできる手作りリース、手作りおやつ、手作りおもちゃの製作講座や、熱中症対策講座などを開催し、子育てに役立つ情報を提供している。また、2025年度に「こども発達支援センター」と「放課後等デイサービス」の開設に備え、一層の地域子育て支援に貢献するよう計画を立てている。</p>		